

大船渡市立大船渡北学校給食共同調理場  
調理業務委託プロポーザル実施要項

令和6年12月

大船渡市立大船渡北学校給食共同調理場

# プロポーザル実施要項

## 1 趣旨

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進や体位の向上を図ることなど、学校教育において重要な役割を担っている。

学校給食共同調理場における調理業務に関して、委託契約満了に伴う当該契約の更新事務を進めており、この要項は、複数の事業者から、安全で衛生的な給食を安定的に提供できる最新の知識と技術、豊富な経験に基づいた企画の提案を受け、総合的な選考により事業者を選定することについて必要な事項を定めたものである。

## 2 委託業務の概要

- (1) 名 称 大船渡市立大船渡北学校給食共同調理場調理業務
- (2) 履行場所 大船渡市立大船渡北学校給食共同調理場  
(〒022-0002 大船渡市大船渡町字山馬越 68 番地 2 大船渡北小学校内)
- (3) 業務内容 別紙当該業務仕様書のとおり
- (4) 委託期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで (36 か月)
- (5) 予算額(提案上限額) 64,064,000 円 (消費税額及び地方消費税額含む)

## 3 プロポーザルの方式

当該業務は、公募型プロポーザルにより契約候補者を選定する。

## 4 参加資格

次に掲げる参加資格要件を全て満たす者とする。

ただし、「参加表明書」を提出した後に当該要件を満たさなくなった場合、または、いずれかに該当しないことが判明した場合は、本プロポーザルの参加を取り消す。

- (1) 岩手県内に本店・支店・営業所・事務所のいずれかを有し、従業員が常駐していること。
- (2) 小中学校給食共同調理場において、1 日 300 食以上の業務受託実績を有し、かつ、現在も学校給食調理業務を受託していること。
- (3) 学校給食調理業務において、過去 1 年以内に食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく処分を受けていないこと。
- (4) 租税公課の滞納がないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続き開始の申立て中、又は再生手続中でないこと。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申立て中、又は再生手続中でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する団体等と関わりがないこと。

## 5 提案手続

	内 容	日 程
①	募集要項等の公表 (HP 上)	令和 6 年 12 月 11 日 (水)
②	施設見学	令和 6 年 12 月 17 日 (火) ～令和 6 年 12 月 20 日 (金)
③	質問受付期限	令和 6 年 12 月 25 日 (水) 正午
④	質問に係る回答期限	令和 6 年 12 月 27 日 (金)
⑤	参加表明書提出期限	令和 6 年 12 月 27 日 (金) 午後 5 時
⑥	企画提案書提出期限	令和 7 年 1 月 16 日 (木) 午後 5 時
⑦	プレゼンテーション	令和 7 年 1 月中旬 ※別途通知
⑧	審査結果通知	令和 7 年 1 月下旬

### (1) 提案募集の期間

■期 間 令和 6 年 12 月 11 日 (水) から令和 7 年 1 月 16 日 (木) 午後 5 時まで

### (2) 施設見学会

■日 時 令和 6 年 12 月 17 日 (火) ～令和 6 年 12 月 20 日 (金)

■申込等 見学希望日の前日までに施設見学申込書【様式 3】により電子メール又は F A X で申込のうえ、白衣、衛生帽、衛生的な履物及び腸内細菌検査結果を持参すること。(各社 2 名以内)

■申込先 上記連絡先と同じ

### (3) 質問の受付

本実施要項及び仕様書等の内容について不明な点が生じた場合は、次のとおり対応する。

■期 限 令和 6 年 12 月 25 日 (水) 正午まで

■方 法 質問書【様式 2】により電子メール又は F A X で受け付ける。

■連絡先 E-mail : ofu\_kyusyoku@city.ofunato.iwate.jp

F A X : 0192-27-1296

■回 答 回答については、随時、ホームページ上に公開する。

### (4) 参加表明書の提出

■期 限 令和 6 年 12 月 27 日 (金) 午後 5 時 必着 (持参又は郵送)

■提出物 ア 参加表明書【様式 1】

イ 会社概要 (パンフレット可)、定款

ウ 学校給食受託実績 (施設名、食数、受託期間) がわかる資料

■部 数 各 1 部

■提出先 〒022-0006

岩手県大船渡市立根町字萱中 26 番地 1

大船渡市立北部学校給食センター

### (5) 企画提案書の提出

■期 限 令和 7 年 1 月 16 日 (木) 午後 5 時 必着 (持参又は郵送)

■提出物 ア 学校給食に係る基本的な考え方

イ 調理業務に関する提案

- ウ 衛生管理に関する提案
- エ 調理従事者の技術向上及び研修に関する提案
- オ 見積書及び積算内訳書（※次の項目について記載すること。）

(7) 給与費

- (イ) 諸手当（通勤手当等）
- (ロ) 法定福利費（健康保険料・厚生年金保険料・雇用保険料・労災保険料等）
- (ハ) 福利厚生費（教育費等）
- (ニ) 保健衛生費（健康診断料・細菌検査料・ノロウイルス検査料等）
- (ホ) 被服費
- (ヘ) 業務管理費
- (コ) 事務費等（その他）

■企画提案書の形式

- ア 用紙サイズはA4規格（任意様式）とする。
- イ 提出部数 各1部と審査用6部（社名等事業者を特定させる文言等を標記していないもの）。見積を除いた書類のページ数は、おおむね10ページ以内とすること。

- ウ 企画提案書【様式5】
- エ 事業者の概要【様式6】
- オ 応募資格に係る申立書【様式7】
- カ 法人登記事項証明書又はその写し
- キ 財務諸表（前事業年度の貸借対照表及び損益計算書等）
- ク 租税公課の納税証明書等（未納がないことを証明するもの）

※ウ～クについては各1部

■提出先 上記参加表明書提出先と同じ

■その他 提出された企画提案書等は、当該審査以外に無断で使用することはない。

(6) プレゼンテーション及び契約候補者の決定

プレゼンテーションにより企画提案の内容確認や補足説明を受けるため、企画提案審査委員会による審査を実施し、契約候補者を選定する。なお、最多数の提案が複数あった場合は、見積金額の低い者を選定する。

■日 程 令和7年1月中旬予定

■場 所 大船渡市立大船渡北小学校会議室（予定）

■その他 詳細は後日通知することとする。

《審査基準》

- ・ 学校給食に係る基本的な考え方
- ・ 調理業務に関する提案
- ・ 衛生管理に関する提案
- ・ 調理従事者の技術向上及び研修に関する提案
- ・ 見積書（積算内訳書）

(7) 結果通知

■日 程 令和7年1月下旬

■方 法 電子メール又はFAXで通知する。

※審査経過に関する質問等は、一切受け付けない。

## 6 契約

### (1) 契約手続

- ① 市と受託者は、大船渡市財務規則（平成 11 年大船渡市規則第 17 号、以下「財務規則」という。）に定める随意契約の手続により、改めて見積を行い、契約を締結する。
- ② 契約候補者の提案が共同提案により行われた場合には、契約候補者の代表者が市との契約の当事者となるものとする。
- ③ 本業務の業務委託仕様書は、契約候補者が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、市と契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。この場合において、契約候補者との協議が整わなかった場合には、補欠順位の上位者と協議を行うものである。

### (2) 契約保証金

受託者は、契約保証金として契約額の 100 分の 5 以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、財務規則第 131 条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

### (3) 契約変更

履行期間において、本業務の実施に際して準拠する法令・計画等の改正・改定があった場合等で、市と受託者が協議の上必要があると認めた場合は、業務内容及び委託契約金額を変更する場合がある。

### (4) 委託事業費

本業務の遂行に必要な経費で、市予算の範囲内の額とする。

### (5) 支払条件等

委託事業費に係る前金払、中間前金払及び出来高払は行わず、36 回払いとする。

### (6) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、市の承認を得た上で業務の一部を第三者に委託することができる。

### (7) 個人情報保護

受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取扱う場合には、大船渡市個人情報保護条例に基づき、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めなければならない。

## 7 その他

### (1) 以下のいずれかの事項に該当する場合には、失格又は無効とする。

- ・ 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- ・ 資格要件を満たさない場合、又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった場合
- ・ 提出した書類に虚偽の内容が記載されている場合
- ・ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案の場合
- ・ 本実施要項に違反すると認められる場合
- ・ その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

### (2) 提出期限後の提出書類の変更、差替又は再提出は、字句修正等、軽微な変更を除き認

めない。

(3) 企画提案に要する経費については、すべて参加者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書等については、返却しない。

## 8 問い合わせ先

〒022-0006 岩手県大船渡市立根町字萱中 26 番地 1

大船渡市教育委員会事務局 大船渡市立北部学校給食センター 新沼

TEL : 0192-27-1293 FAX : 0192-27-1296

E-mail : ofu\_kyusyoku@city.ofunato.iwate.jp